

第13章 評価書案についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及びそれに対する事業者の見解

「福岡県環境影響評価条例」第20条に基づき評価書案について環境保全の見地から提出された意見の概要及び事業者の見解を表13-1.1、環境保全の見地以外の意見の概要を表13-1.2に示します。

表 13-1.1 環境保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

区分	番号	住民意見	事業者の見解
全般	1	環境評価では「可能な限り環境への負荷を少なくする。」としているが万全の対策をとることを求める。説明会で出された意見に対して、真摯に受け止め、誠実な配慮・対応をすること。	環境影響評価書案に記載した環境保全措置及び事後調査を実施することで可能な限り環境への負荷を少なくするなど、環境に配慮して進めてまいります。
全般	2	工事車輛の生活道路の交通安全対策を徹底すること。工事期間が7年間としているが、長期間になることから、工事完了までの対策安全配慮を徹底すること。	工事の実施にあたっては、周辺地域の安全の確保に努めるとともに、関係機関と調整の上、必要に応じて誘導員を配置する等の安全対策を行ってまいります。
水環境	3	基地滑走路延長による地形の現状変更により津波被害が拡大する可能性について、専門家による実験等を実施し、「問題ない」という根拠を提示してほしい。	地形の現状変更により津波被害が拡大する可能性については環境影響評価の対象ではありませんが、災害に備えることの重要性については十分認識しており、関係自治体のハザードマップが更新される際には、求めに応じ必要なデータを提供する等の協力をしてまいります。
植物 動物 生態系	4	築城基地滑走路延長工事現場における水生生物の移植については、専門家が現場に立ち会って適切な指導に基づいて実施してほしい。	水生生物については、有識者からの意見を伺ったうえで移植を実施することとしたものであり、引き続き環境に適切に配慮して進めてまいります。
廃棄物	5	廃棄物についてコンクリート・アスファルトなどの廃棄について「法律に基づいて適正な処理をする」とのことだが、適時調査監督を行うこと。	廃棄物については、関係法令を遵守し適切に対応してまいります。
環境保 全措置 事後調 査	6	工事期間中に関しても、適時、環境への調査など行うこと。	工事中においても工事用車両の騒音や水の濁り、水生植物や水生生物の生息状況のモニタリングを実施してまいります。
事後調 査	7	工事完了後の調査をすること。	環境保全措置に不確実性がある項目について、供用後に事後調査を実施するとともに、影響が小さいと評価された項目についても環境配慮事項としてモニタリングを実施してまいります。

表 13-1.2 環境保全の見地以外の意見の概要

番号	概要
1	工事車両の走行が想定されている県道 58 号について、歩道拡幅工事が早期完了するよう九州防衛局から福岡県京築県土整備事務所に働きかけてほしい。
2	現在の工事による近隣の土砂採掘後の環境悪化に対して調査を行うこと。